学校選択制度について

■学校選択制度の目的

学校選択制度は、保護者・児童生徒の多様なニーズに応えると同時に学校教育への関心や、学校への協力意識を高めること、選択という評価の中で教職員が経営感覚を身につけ、特色ある学校作りを展開し活性化を図るなどの目的がある。

<通知・法令>

文部科学省は、臨時教育審議会(昭和62年5月8日)及び行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見(第二次)(平成8年12月16日)の意見・提言を受けて、平成9年1月27日付の通知において、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めるよう通知している。

■西東京市学校選択制度導入の経緯

平成14年5月~ 西東京市学校選択制度実施懇談会を計5回開催

6月20日 答申

7月23日 教育委員会第7回定例会

西東京市立学校の通学区域に関する規則 一部改正 西東京市立学校の学校選択に関する規則 制定

10月1日 学校選択制度の希望申立受付開始(以降、例年10月末日締切)

<参考:多摩26市における学校選択制の実施状況>

小学校・・・7市(八王子市、立川市、青梅市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市)

中学校・・・10市(八王子市、立川市、青梅市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、清瀬市、

武蔵村山市、西東京市)

■現状と課題

本市においても学校選択制度を導入して、15 年以上経過している。メリットとしては、最寄の学校に通える、希望する部活動のある学校に通えるなどの意見がある。一方で、①住宅開発に伴う児童・生徒数の増加による教室不足、②児童・生徒数の増加による学校運営への影響、③生徒数の減少に伴う学校運営及び部活動への影響、④風評による児童・生徒数の増減、⑤児童生徒数の見通しが立てにくくなるなど、学級編制や教員の体制面における問題が生じており、学校運営への影響を配慮していく必要がある。

■課題への対応策

学校運営上の影響等を配慮していく中で、学校施設の状況等を鑑み、受入枠の制限による対応は避けられないと考えられ、平成31年度入学から受入枠ゼロも含めた対策を講じている。

また、他自治体では、風評等により児童・生徒数が増減するなどのマイナス面が見られる中で、 学校選択制度に関する見直しを行っている事例もある。学校規模に著しい差が生じないような調整 などの検討をしていく時期にさしかかっており、学級数だけでなく1学級当たりの人数も考慮した 対応が必要となってきている。